

第1回農業委員会定例会(議事録)	
1. 日 時	令和2年1月30日(木) 午前 10時 00分 午前 時 分
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2, 3会議室
3. 出席農業委員	1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員
欠席農業委員	
出席推進委員	土居民喜推進委員, 土居敏一推進委員, 沖野推進委員, 山本推進委員
欠席推進委員	
4. 説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本主任主事, 佐藤主事
5. 審議案件	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の許可を受けた土地における事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第5号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第6号 非農地証明申請について</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和2年第1回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、1番西野委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。申請地は、福田町字平原712番1の1筆、地目は田、面積は406㎡です。</p> <p>申請の事由は、兄の死亡に伴い、遺言に従って所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は水稻及び野菜です。</p> <p>経営面積は今回の申請地を含め30.9aで高崎町の下限面積10aを満たしています。</p> <p>申請者は、遺言により遺言執行者として指定されており、申請地について単独で申請手続きを行うことが可能です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。</p>
山本 推進委員	<p>申請地は、大乘駅から北東に約800m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、竹原町字馬橋3660番1の1筆、地目は田、面積が1,438㎡です。</p> <p>申請の事由は、賃貸住宅の用途で利用するために申請されたものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った土居喜推進委員から補足説明をお願いします。</p>
土居喜 推進委員	<p>申請地は、中通小学校から南東に約500m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に日程第3，議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ，参考資料の3ページをご覧ください。 1番の申請地は，下野町字須方4192番8の1筆，地目は田，面積が195㎡です。 申請の事由は，自己住宅の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり，第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居敏一 推進委員	申請地は，中通小学校から東に約300m付近にあります。 現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ，参考資料の4ページをご覧ください。 2番の申請地は，新庄町字イカケ26番3，地目は田，面積が429㎡の農地です。 申請の事由は，営業用駐車場の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり，第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。

沖野 推進委員	申請地は、東野小学校から北東に約 600m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、西野町字水田平 2075 番 1 の 1 筆、地目は田、面積が 1,057 m ² です。 申請の事由は、自己住宅、駐車場、リハビリスペースの用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 推進委員	申請地は、荘野小学校から東に約 150m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 4、議案第 4 号「農地法第 5 条の許可を受けた土地における事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 6～7 ページをご覧ください。 本議案は、令和元年 12 月 16 日付指令竹農委第 5-31-81 号により農地法第 5 条に基づく許可を受けた土地の事業計画変更承認の申請でございます。 転用目的は自己住宅用地です。 当初工事計画は令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 2 月 28 日の予定でありましたが、隣地及び官民の境界立会により分筆登記が遅れたため、工事計画を令和 2 年 2 月 10 日から令和 2 年 6 月 30 日に変更するとともに、 分筆後申請面積が変更になったため事業計画の変更を申請するものです。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって事業計画の変更を承認いたします。 続きまして，日程第 5，議案第 5 号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ，参考資料の 8 ページをご覧ください。 本議案は，「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 議案に，今回利用権設定の申出があった案件の面積，対象人員等を載せていますが，内容につきましては，参考資料 8 ページのとおりとなっております。本議案が可決の場合，令和 2 年 1 月 31 日付けで，公告いたします。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりましたので，これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	これをもって質疑を終結いたします。 議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって，議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」は，原案のとおり決定いたします。 次に日程第 6，議案第 6 号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ，参考資料の 9 ページをご覧ください。 申請地は，新庄町字土梶 2341 番，2342 番 4 の 2 筆，地目はいずれも畑，面積は計 145 m ² です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第 2 種農地と判断いたします。 申請地は庭敷地の一部及び倉庫用地となっており，庭敷地については母屋が建築された昭和 31 年頃から，倉庫用地については倉庫が建築された昭和 51 年頃から現在に至るまで使用されており，地目変更登記を行うため申請されたものです。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。

沖野 推進委員	申請地は、荘野小学校から北東に約3,500m付近にあります。 現地確認時、既に庭敷地及び倉庫敷地として利用されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、非農地証明をすることに決定いたします。 次に日程第7 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出 について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の7ページ、参考資料の10～11ページをご覧ください。 令和元年12月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は5件、筆数は田5筆、畑12筆の計17筆 面積は計7,909.15㎡の届出がありました。詳細につきましては参考資料の10～11ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	事務局からの報告はありません。
議 長	以上をもちまして、令和2年第1回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年1月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 西野 勇一